

第3章 部門別方針

この章では、前章で示した将来都市像や将来都市構造の実現に向けて、「土地利用」、「交通体系」、「自然環境」、「環境共生」、「住宅・住環境」、「都市景観」、「福祉」、「防災・防犯」、「観光・文化・スポーツ・レクリエーション」の各視点からまちづくりの方針を整理しています。

- 3-1 都市と自然が調和したまちづくり
～土地利用の方針～
- 3-2 安全で快適な交通環境づくり
～交通体系整備の方針～
- 3-3 水やみどりを大切にしたまちづくり
～自然環境保全・活用の方針～
- 3-4 環境にやさしいまちづくり
～環境共生型まちづくりの方針～
- 3-5 ゆとりある生活を送れる環境づくり
～住宅・住環境整備の方針～
- 3-6 資源をいかした風景づくり
～都市景観形成の方針～
- 3-7 安心して暮らせるまちづくり
～福祉のまちづくりの方針～
- 3-8 災害に強い安全なまちづくり
～防災・防犯まちづくりの方針～
- 3-9 野田市を満喫できる環境づくり
～観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針～

第3章 部門別方針

3-1

都市と自然が調和したまちづくり

～土地利用の方針～

1) 基本方針

(1) 自然環境と調和したコンパクトな市街地の形成

野田市を取り囲む河川や市街地を囲む山林や農地を保全するとともに、これらの自然環境と調和したコンパクトな市街地の形成を図ります。

(2) ゆとりと落ち着きのある住宅地の形成

道路を始めとした都市施設の整備改善や、住宅地としての街並み景観の向上により、ゆとりと落ち着きある住宅地の形成を図ります。

(3) にぎわいと趣のある商業地の形成

歴史的街並みを活用し、商業業務施設を集積することで、歴史的な街並みと調和したにぎわいのある商業地の形成を図ります。

(4) 新たなインパクトの活用によるにぎわいや魅力を創出する土地利用の推進

東京直結鉄道や千葉柏道路による新たなインパクトの活用により、野田市の広域的なポテンシャル（*20）を高めるとともに、活力ある都市の育成を図るため、にぎわいや魅力を生み出す土地利用の推進を図ります。

2) 土地利用の体系

主な土地利用を以下のとおり体系化し、方針を掲げます。

都市的 土地利用	住宅系土地利用	住環境の向上を図る地域
		ゆとりある住宅地を保全する地域
		豊かな自然と良好な住宅地が共生する地域
	商業・業務系土地利用	中心商業地
		一般商業地
	工業系土地利用	工業地
	商業・工業系土地利用	伝統的な工業地と商業・業務が共存する地域
業務・研究系土地利用	先端技術の研究・開発と人材育成の場となる地域	
自然的 土地利用	緑地系	
	農地系	優良な農地を保全する地域
		農地等と集落が共存する地域

3) 主な土地利用ごとの具体的な方針

(1) 都市的土地利用

① 住宅系土地利用

【住環境の向上を図る地域】

既成市街地は、他用途との混在、敷地の狭小化、狭隘（きょうあい）道路（*21）などの問題を解消し、良好な住環境の形成に努めます。また、市街地内において計画的な面的整備に努めるとともに、宅地開発などに対する適切な規制、誘導により、良好な市街地の形成を図ります。

【ゆとりある住宅地を保全する地域】

みずき地区、桜の里地区を始めとした土地区画整理事業などにより計画的に整備された住宅地や、今後整備が予定されている住宅地については、ゆとりある住宅地として、地区計画制度（*22）の積極的な導入などによる、良好な住環境の形成及び保全を図ります。



■ 七光台駅西地区



■ 次木親野井地区

② 商業・業務系土地利用

【中心商業地】

本町通り周辺の商業地は、歴史的資源と調和した魅力ある街並み景観を形成するとともに、市街地環境の整備に努め商業機能の充実を図ります。

また、中心サービス核として広域的な性格をもった愛宕駅周辺は、東武野田線連続立体交差事業と一体となった駅前広場や駅前線等の市街地整備を推進し、中心市街地にふさわしい商業・業務系の土地利用を誘導し、商業機能の充実を図ります。

【一般商業地】

地域サービス核として、川間駅周辺及び梅郷駅周辺並びに関宿中央ターミナル・関宿支所周辺は、市街地整備を行うとともに、住民の要望や利便性を考慮した商業集積を図り、できるだけ多様な都市機能の集積を誘導し、充実を図ります。



■ 川間駅北口



■ 梅郷駅西口

③工業系土地利用**【工業地】**

野田橋周辺から江戸川沿いに連なる工業地は、野田市の産業活動に大きな役割を果たしている醤油醸造業が営まれているため、今後も産業用地としての土地利用を促進するとともに、歴史的な景観の形成を図ります。

野田橋周辺の比較的小規模な工場が点在する工業地については、今後も周辺の住環境に配慮した産業用地としての土地利用を促進するとともに、周辺住宅地との共生に努めます。

中里地区、船形地区、南部地区、西高野地区、桐ヶ作地区及び古布内地区の各地区については、今後も工業地として配置し、住工混在による問題の解消や職住近接の実現を図るとともに、今後成長が見込まれる産業の誘致を促進します。

④商業・工業系土地利用**【伝統的な工業地と商業・業務が共存する地域】**

野田市駅周辺の醤油工場などの伝統的な産業が立地する地域は、広域拠点の一翼を担う土地利用を推進するため、東武野田線連続立体交差事業と一体となった土地区画整理事業等の市街地整備をするとともに、野田市の伝統的な産業と商業・業務機能が共存するまちづくりを進めます。

⑤業務・研究系土地利用**【先端技術の研究・開発と人材育成の場となる地域】**

桜の里一丁目の業務研究施設地区においては、先端技術の研究や開発を中心とした業務・研究系の土地利用を促進します。

(2) 自然的土地利用

① 緑地系

中央の杜、野田市総合公園、野田市関宿総合公園、関宿にここ水辺公園、野田市スポーツ公園など、市民が身近に野田市の自然とふれあうことができる緑地を保全します。また、利根川、江戸川及び利根運河の河川などとその周辺の自然環境を保全するとともに、自然とふれあうことができるレクリエーション施設の整備充実を推進します。さらに、座生川やくり堀川などの河川においても、生活に身近な自然環境資源として保全に努めます。



■ 野田市総合公園



■ 利根運河

② 農地系

【優良な農地を保全する地域】

一団となった農地を形成する中里地区、小山地区、船形地区、福田地区、目吹地区、今上地区、関宿台町地区、新田戸地区及び木間ヶ瀬地区などを中心とした優良な農地は、農業振興の拠点として農業生産基盤の整備や高度化などによる効率的な土地利用を促進します。

【農地等と集落が共存する地域】

農地等と集落が共存する地域については、良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、適正な土地利用を図り、屋敷林をはじめとする樹林地や生垣など、みどり豊かな土地利用を促進します。

また、都市の緑地環境として維持保全するとともに、市民の余暇の場として活用できるように促進します。

江川地区は、自然環境保護対策基本計画に基づいた自然と共生する地域づくりを進めます。

(3) その他

大規模未利用地については、地域の活性化や周辺環境との調和に留意し、地区計画制度等を活用して計画的な土地利用を検討します。

土地利用方針図



注 土地利用に関する色分けは、住居系、商業・業務系、工業系の都市的土地利用、緑地系、農地系の自然的土地利用の方向性を示すもので、12種類の用途地域と対応するものではありません。

凡 例

- | | | |
|---|--|---|
|  住環境の向上を図る地域 |  伝統的な工業地と商業・業務が共存する地域 |  南北軸 |
|  ゆとりある住宅地を保全する地域 |  先端技術の研究・開発と人材育成の場となる地域 |  東西軸 |
|  中心商業地 |  緑地 |  環状軸 |
|  一般商業地 |  優良な農地を保全する地域 |  幹線道路 |
|  工業地 |  農地等と集落が共存する地域 |  公共交通軸 |
| | |  河川 |

3-2

安全で快適な交通環境づくり

～交通体系整備の方針～

1) 基本方針

(1) 他都市へ自由にアクセスできる広域的な交通体系の整備

多様な交通需要に対応し、都市間での広域的な交流を円滑にするため、東京直結鉄道の整備促進や東武野田線の複線化、千葉柏道路や県道等の整備促進により、活力ある都市の交通体系の確立を図ります。

(2) 日常でのアクセスを便利にする交通体系の整備

コミュニティバス（まめバス）、路線バスの運行の充実や道路ネットワークの整備により、通勤、通学、買物など、日常生活の移動の利便性を高め、快適な交通環境の創出を図ります。

(3) 交通処理能力を高める交通機関相互の連携強化

重要な交通結節点（*23）である鉄道駅において、駅への交通ネットワークや駅前広場等、鉄道をいかすための条件整備を推進し、バス路線や自転車などが円滑に駅にアクセスできるよう、都市施設の整備に努めます。

(4) 人や自然にやさしい安全で快適な道路整備

歩道などのバリアフリー化を推進し、だれもが快適に移動できる空間のネットワーク化を図るとともに、環境に配慮した道路整備に努めます。

2) 具体的な方針

(1) 公共交通の充実**① 東京直結鉄道の整備促進**

市民の通勤、通学など日常生活の利便性の向上に向けて、東京直結鉄道の整備を促進します。そのため、関係機関と連携して事業主体、建設費、財政負担などについて鉄道事業計画の策定などを進めます。

② 東武野田線の複線化の促進

市民の通勤、通学などの日常生活の利便性の向上を図るため、東武野田線の複線化について、関係機関に対する要請に努め、その整備を促進します。そのため、将来の全線区間の複線化を念頭に置きつつ、その第一歩として、「梅郷駅－運河駅間の複線化」を目指します。

③連続立体交差事業の促進

東武野田線の清水公園駅から梅郷駅間については、踏切による事故の防止や踏切遮断による交通渋滞を緩和するため、鉄道の高架化を促進します。



■ 愛宕駅付近の交通渋滞



■ 鉄道の高架化

④バス路線の維持・整備・充実

民間バス路線については、現況バス路線を基本としながら、市民の日常生活の利便性の向上や交通渋滞の緩和のため、市民にとって利用しやすいバス交通の在り方などについて検討を行うとともに、関係機関に路線の維持・整備を要請します。また、合併を機に運行を開始したコミュニティバス（まめバス）の更なる利便性の向上を図ります。



■ 関宿中央ターミナル



■ まめバス

■ (2) 交通結節点の機能強化

①交通結節点の機能強化

野田市駅及び愛宕駅は、野田市の交通結節点として、広域的な交通需要に対応した駅前広場などの都市施設の集積による整備を推進します。また、川間駅は、バス・タクシー乗降場などを含む駅前広場の整備を行い、関宿地域の最寄り駅としての交通結節点機能の強化を図ります。

②自動車駐車場

既成市街地の商業地及び駅周辺の駐車場需要の高い地区については、公・民の適切な役割分担の下に、駐車施設の整備を総合的・計画的に促進します。また、空洞化が進む中心市街地については、にぎわいを取り戻すため、駐車場等の共同施設整備等についても支援を行います。

③自転車等駐車場（駐輪場）

駅周辺の放置自転車等の解消を図るため、駅前広場などの整備にあわせて、駐輪場の整備を推進します。

(3) 骨格的な幹線道路の整備

①広域幹線道路

南北軸の広域幹線道路である国道16号の混雑緩和のため、周辺の自然環境などに配慮しつつ、千葉柏道路の早期整備を促進します。あわせて、主要地方道結城野田線、松戸野田線（市道山崎野田線）、我孫子関宿線の整備を促進します。また、東西軸の広域幹線道路である主要地方道つくば野田線及び越谷野田線（一部の区間）の混雑緩和のため、芽吹大橋及び野田橋付近の4車線化を促進します。

関宿地域については、主要地方道境杉戸線バイパス（都市計画道路台町元町線）の整備を促進するとともに、首都圏中央連絡自動車道の整備とあわせて、隣接する他県と連絡する道路の整備を促進します。



■野田橋



■芽吹大橋

②外郭環状道路

市街地内の通過交通を排除するため、都市計画道路山崎吉春線、今上木野崎線、市道船形吉春線、主要地方道松戸野田線、我孫子関宿線により構成される外郭環状道路（*24）の早期整備を図ります。

③主要な道路等

市内各地区での交通の利便性を高める道路の整備とともに、市外との連携を強化する道路の整備に努めます。また、鉄道の高架化とあわせて、市内の都市計画道路を梯子状（*25）に整備します。



■ 都市計画道路山崎吉春線



■ 都市計画道路清水公園駅前線



■ 都市計画道路今上木野崎線



■ 都市計画道路親野井羽貫線

(4) 生活道路の整備

だれもが安心して快適に移動できるよう、人へのやさしさ、環境へのやさしさに配慮しながら、身近な生活道路の整備・点検を推進し、自動車と歩行者が安全に共存できる道路環境の整備を推進します。

(5) 歩行者・自転車ネットワークの整備

高齢者や障がい者などにも配慮した歩道の整備を推進するとともに、気軽に野田市の豊かな自然や歴史とふれあいながら移動できるサイクリング道路などの整備に努め、だれもが安心して快適に移動できる都市空間の実現を目指します。

(6) 人や環境にやさしい道路の整備

① 高齢者や障がい者などにやさしい交通環境の実現

視覚障がい者誘導用ブロック（*26）の整備、歩道勾配の緩和などにより、高齢者や障がい者などにやさしい道路整備を推進します。

② 環境や景観に配慮した道路整備の推進

環境に配慮し、施設整備などに当たっては、透水性舗装（*27）や街路樹などの整備を推進します。

交通体系方針図



凡例

- | | | | |
|---|------|---|---------------|
|  | 南北軸 |  | 公共交通軸(複線化の促進) |
|  | 東西軸 |  | 道路機能強化区間 |
|  | 環状軸 |  | 鉄道高架区間 |
|  | 幹線道路 |  | 河川 |

3-3

水やみどりを大切にしまちづくり

～自然環境保全・活用の方針～

1) 基本方針

(1) 市民の愛着を生み出すみどりの保全

利根川、江戸川及び利根運河の骨格的な自然環境や、みどりの拠点となる中央の杜を始めとした、多様なみどりの保全、整備を進め、市民共有の財産となる質の高いみどりのまちづくりを進め、さらに江川地区の周辺斜面林等の保全にも努めます。

(2) 身近な自然とふれあうことができる都市環境の創出

みどりの拠点となる野田市総合公園、野田市関宿総合公園、関宿にここ水辺公園、野田市スポーツ公園や、身近な都市公園などの市街地内における公園・緑地の整備とともに、河川、農地など既存の自然環境の保全・活用により、市民のニーズに対応したみどりの創出を図ります。

(3) 水やみどりのネットワーク化

都市内の水やみどりをネットワーク化することにより、自然を身近に感じられる都市空間の形成を図り、みどりの質の向上に努めます。

2) 具体的な方針

(1) 市民共有の財産となる、身近なみどりの保全と適正な管理

利根川、江戸川、利根運河や、みどりの拠点となる中央の杜、市民の森などの貴重な自然環境要素を身近なみどりとしてとらえ、市民との協働作業における緑化活動の促進・管理などを積極的に進め、郷土に愛着をもてるまちづくりを進めます。

(2) 身近な自然とふれあうことができる緑地の創出

市民の多様なニーズに対応するため、みどりの拠点的な役割を果たしている野田市総合公園、野田市関宿総合公園、関宿にここ水辺公園、野田市スポーツ公園において、その周辺の自然環境の保全を図るとともに、施設の整備・充実を推進します。その他、日常生活に密着した市民の憩いの場やコミュニケーションの場としての都市公園などの機能を充実させ、豊かな自然環境を身近に感じ、自然と親しめるふれあいの場の創出を図ります。また、既存の農地についても都市内の貴重な緑地としてとらえ、その保全・活用に努めます。

(3) 水とみどりのネットワークの形成

豊かな自然と共生する都市を目指すため、河川や山林などの大小様々な自然環境要素を、市民が日常生活において身近な自然と親しむことができるよう、次世代に引き継ぐまちづくりを推進するため、水とみどりのネットワークの形成を図ります。

①水の軸の形成

利根川、江戸川及び利根運河の水辺空間を大きな骨格として、「水の軸」を形成することにより、市民が、水の持つ潤いややすらぎを実感できる、水辺環境づくりを進めます。

②みどりの軸の形成

利根川、江戸川及び利根運河沿いの豊かな自然環境を始めとした大規模な緑地を大きな骨格として、中央の杜、野田市総合公園、野田市スポーツ公園や国道16号沿道の山林などを相互に結びつける「みどりの軸」を形成し、みどりの保全や創出を図ります。

また、市民の森や都市公園（*28）などの市民に身近な自然環境要素を、幹線道路などの植樹帯のみどりにより結びつけることで、連続したみどりの空間を形成します。



■ 利根川



■ 江戸川

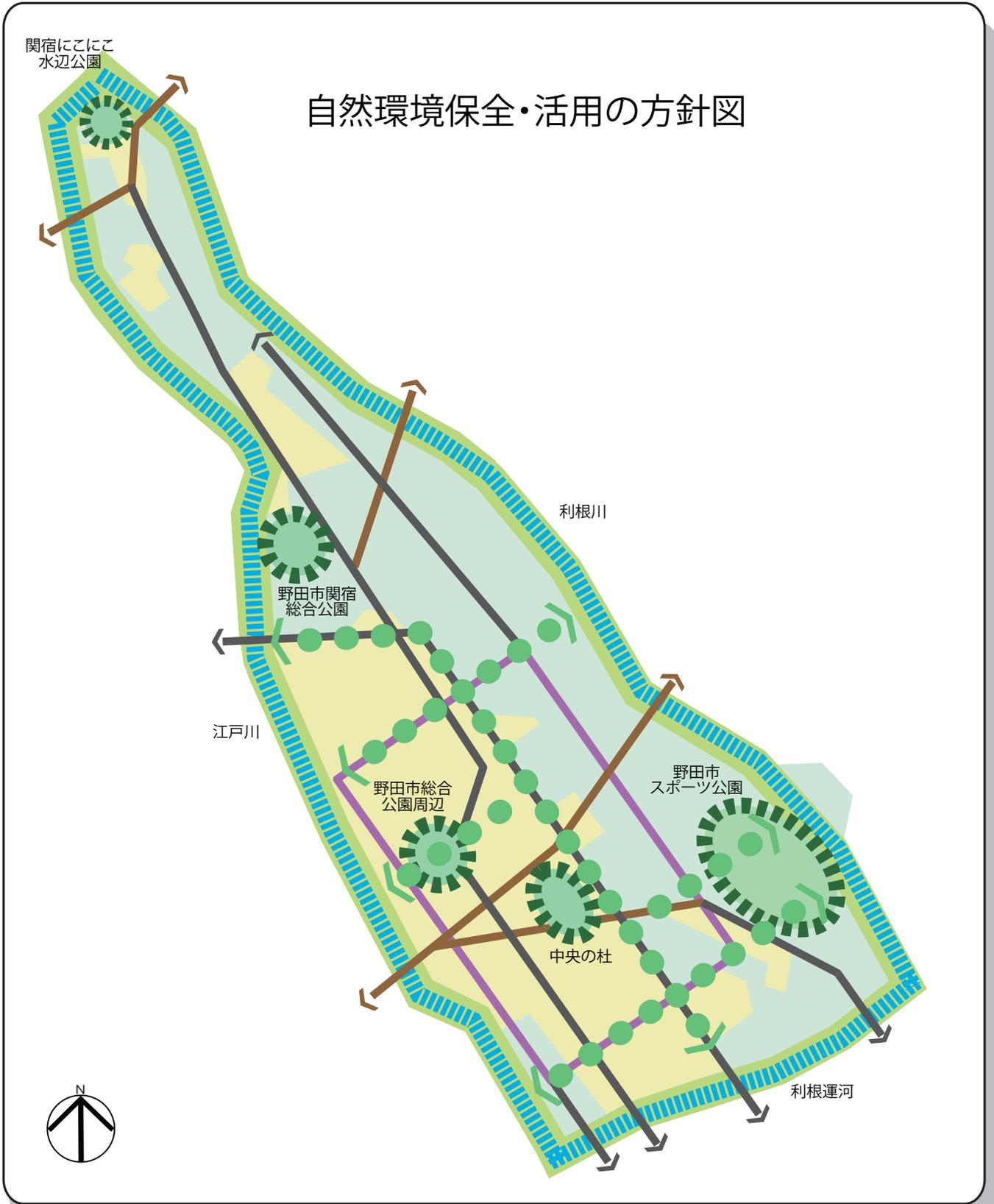


■ 関宿にこここ水辺公園



■ 野田市総合公園

自然環境保全・活用の方針図



凡 例

- | | | |
|--------------------------------|--------------|-----|
| 市街地ゾーン
(身近なみどりを創出するゾーン) | 緑地レクリエーション拠点 | 南北軸 |
| 農業振興ゾーン
(多様なみどりを保全・活用するゾーン) | 水の軸 | 東西軸 |
| 緑地レクリエーションゾーン | みどりの軸 | 環状軸 |

3-4

環境にやさしいまちづくり

～環境共生型まちづくりの方針～

1) 基本方針

(1) 自然との共生

都市に残る自然は、動植物の保護及び育成、快適な都市空間の形成、さらには人々にやすらぎを与える大切な資源であるため、適正な保全・管理を図るとともに、生態系にも配慮するなど、自然と共生したまちづくりを進めます。

(2) 環境にやさしい実践活動があるまちづくりの推進

公害防止のための規制基準を守ることはもとより、生活環境への影響を考えた環境保全を通して、大気、水質、土壌などを健全な状態に保持し、人の健康の保護及び生活環境の保全を図るとともに、環境負荷の少ない製品の利用などの促進や、省資源・省エネルギー対策などの生活の中での実践活動を促進します。

2) 具体的な方針

(1) 自然との共生に向けた環境整備

多様な動植物とその生態系が良好に保全されるよう、優れた里山環境を保全し、みどりや水辺環境及び動植物とふれあえる場の整備を図り、それらを活用することでみどりや生物を大切に作る意識の醸成が図られるよう、市民の森や都市公園、都市緑地（*29）、座生川やくり堀川などの水辺環境の整備とともに、街路樹の植栽などによる緑化の推進を図ります。

(2) 環境への負荷の少ないまちづくり**① 廃棄物の減量・リサイクルの推進**

循環型社会（*30）を目指して、ごみの分別収集の徹底や資源回収の推進に取り組むことにより、ごみの減量化・リサイクルの推進を図ります。

また、ごみ問題に関する啓発などを行うとともに、再生品利用の推進、事業系ごみの再資源化ルートの構築などに取り組みます。

② 廃棄物処理施設の整備

現在、一般廃棄物の最終処分場がないため、廃棄物の処分は市外に依存しており、その残余容量も逼迫（ひっぱく）しているため、今後も引き続き施設整備の在り方など対応策を幅広く検討します。

また、より一層の循環型社会を構築するため、新不燃物処理施設を建設し、容器包装リサイクル法に基づいた廃プラスチックの分別及び不燃ごみ中の資源物の回収により、徹底した資源化に努めます。

■ (3) 次世代に引き継ぐ良好な環境の保全と創出

① 水資源・エネルギーの有効利用

省資源・省エネルギーに関する知識の普及を図り、これらが有効利用されるよう、雨水地下浸透の推進、省エネルギーの推進及び省資源・省エネルギーに関する意識の啓発などに取り組みます。

② 水質環境の保全

豊かな水辺環境の水質を保全するための都市施設として、公共下水道の整備を進めるとともに、下水道区域以外については、合併処理浄化槽（*31）の設置を促進します。

■ (4) 市民参加の取組

① 環境学習の推進

野田市スポーツ公園内の三ツ堀里山自然園の活用や、座生川の水辺空間整備計画（*32）を推進し、環境学習の機会の提供や場の整備及び環境学習の機会や環境の現状についての情報の提供などに取り組みます。

② 自主的な環境保全行動の促進

地域の環境保全活動の促進（地域の環境美化運動など）、環境保全活動団体などへの支援、環境に配慮した生活様式への誘導及び環境に配慮した事業活動への誘導などに取り組みます。



■ 座生川



■ 三ツ堀里山自然園

3-5

ゆとりある生活を送れる環境づくり

～住宅・住環境整備の方針～

1) 基本方針

(1) 良質な住宅の供給

様々な世代構成、収入階層が安心してゆとりある生活ができるよう、持家や借家及び公的住宅、民間住宅などの多様な住宅の供給を図ります。

(2) 高齢者、障がい者及び働く女性が住みやすい住環境の創出

ノーマライゼーション社会の構築に向け、高齢者や障がい者などの居住環境に対しても幅広く考えるとともに、働く女性の居住に対する支援を推進します。

(3) 定住意識に対応したみどり豊かな住環境の整備

土地区画整理事業などにおける住環境整備の方針と連動した住宅施策を考えることで、強い定住意識に対応した住環境の整備を推進します。

2) 具体的な方針

(1) 住まい方に応じた適切な水準の住宅の確保

① 公的住宅供給の促進

市営住宅の建て替えや適正な管理とともに、県及び公社などとの公的住宅確保に向けた連携・協力を努めるとともに、入居希望の多い所得層や世代の居住条件を整備し、生活支援や生活環境の整備とあわせた良質な住宅供給を図ります。

② 民間住宅の供給支援

良質な民間賃貸住宅建設への支援や、老朽住宅の建て替え誘導・支援、不燃住宅の誘導・支援、住宅に関する相談窓口体制の整備など、良質な民間住宅の供給に向けた総合的な支援を図ります。

■ (2) 高齢者、障がい者及び働く女性が住み続けられる住宅の供給・支援 ■

高齢者や障がい者等については、住宅の段差解消等の住宅のバリアフリー化を図り、住みやすい環境づくりを推進します。

また、共働き世帯の増加などによる働く女性のために、福祉サービス(子供の保育など)を考慮した住宅供給・支援を推進します。

■ (3) まちづくりと合わせた住宅・住環境の保全と創出 ■

① 良好な住環境の維持・充実

土地区画整理事業によるまちづくりと合わせた住宅地は、既に良好な住環境が形成されており、その維持・充実を図ります。

② 地区計画制度による良好な住環境の誘導

土地区画整理事業によるまちづくりが行われる地区などについては、地区計画制度などの導入により、みどり豊かで良好な住環境を誘導します。

③ 既成市街地における住環境の向上

建物が密集した既成市街地においては、まちづくりと合わせた狭隘(きょうあい)道路などの整備・改善に努めるとともに、日照、通風の確保を促進し、良好な住環境の創出を図ります。



■ つつみ野地区



■ 清水公園駅東地区

3-6

資源をいかした風景づくり

～都市景観形成の方針～

1) 基本方針

(1) 自然・地形をいかした景観形成

多様な自然・地形などの自然環境をいかした野田市の原風景を大切にしたい景観形成を図ります。

(2) 歴史・文化、産業の蓄積をいかした景観形成

野田市の発展の基礎となった醤油産業の歴史などによる街並みを活用し、これらと調和した景観形成を図るため、行政のみならず市民や事業者が参加できる場を整備し、条例等のルールや制度づくりに努めます。

(3) まちづくりと合わせた新たな景観形成

今後の土地区画整理事業などによるまちづくりでは、野田市の歴史的特性や豊かなみどり、潤いある水辺環境などとの調和に配慮しつつ、個性ある景観形成を図ります。

2) 具体的な方針

(1) 自然・地形をいかした景観形成**①水辺景観や田園景観の保全**

利根川、江戸川及び利根運河の流れは、本市の自然の基調となっているばかりではなく、利根川、江戸川の両河川は、本市の骨格形成に大きく寄与してきた醤油産業の発達の源泉でもあります。また、川辺の湿地や水田は、本市の原風景として多くの市民にも親しまれていることから、これら河川及び川辺の湿地や、水田の自然景観の保全を図ります。

②斜面緑地や山林の景観の保全と活用

台地と谷津の境界部に残された斜面緑地は、視覚的に低湿地を取り巻く樹林のようにとらえられ、野田市の自然環境の代表的な景観が形成されています。また、国道16号沿道に残されている山林は来訪者にみどり豊かな野田市を印象付ける重要な景観要素になっていることから、これらの斜面緑地や山林の景観の保全とともに、野田市らしい景観を形成するため斜面林や山林の景観を活用した街並みの形成を図ります。

(2) 歴史・文化、産業の蓄積をいかした景観形成

①野田市の歴史を伝える中心的な空間の形成

野田市の代表的な歴史・文化資源を保全・活用し、市民が誇れ、来訪者に野田市の歴史・文化を発信する景観形成を図ります。

②歴史的街並みの保存

長い歴史の中で育まれた歴史的な街並みについて、市民が主となった街並み保存のための活動を支援し、歴史的な景観形成を図ります。

③点在する身近な歴史的資源の保全と活用

本市には、古代からの歴史を伝える貝塚や古墳、古城跡などが点在しています。こうした歴史資源は、身近にある先人の生活の証として、市民が自分たちのまちの成り立ちを知り、地域への愛着を深める上では重要な資源となることから、地域住民にとっての郷土意識を育てる景観形成を推進します。



■ 関宿城跡



■ 岩名古墳

(3) まちづくりと合わせた新たな景観形成

土地区画整理事業による市街地形成や道路、公園整備などの公共事業と合わせた今後の街並みの検討に当たっては、野田市の景観特性を踏まえ、その景観に調和した適切なデザイン・色彩などの誘導や生垣などの促進により、個性豊かな街並みの形成を図ります。特に桜の里地区などは、色彩景観形成のモデルとなるような景観の誘導を図ります。

また、公共施設の新設・改良の際においても、周辺の街並みとの調和に配慮した景観形成を図ります。

3-7

安心して暮らせるまちづくり

～福祉のまちづくりの方針～

1) 基本方針

(1) ノーマライゼーションの思想に基づくまちづくりの推進

高齢者・障がい者などを取り巻く生活環境の変化、社会参加への意欲の高まりの中で、様々な人々が混在できる地域社会こそがノーマルな状態であるという認識を持ち、高齢者・障がい者などの社会的・心身的に弱い立場にある人たちの主体性を尊重し、できる限り住み慣れた地域社会の中で自立した生活を送れるようにするといった、ノーマライゼーションの思想に基づいて、まちづくりを進めていきます。

(2) パートナーシップの推進

行政、社会を構成している個人、家庭、地域団体、各種ボランティアグループ、民間企業などの協働関係によるまちづくりを進めます。

2) 具体的な方針

(1) バリアフリーのまちづくり

高齢者や障がい者などが安全で、快適に日常生活を営み、社会からのサービスを平等に享受し、生活に関連した施設をだれもが利用できるように整備するなど、高齢者や障がい者などの日常生活及び社会生活における物理的な障壁、心理的な障壁、情報に関する障壁などの様々な障壁を取り除いていくなど、バリアフリーのまちづくりを推進します。

①歩行者空間の確保

高齢者や障がい者などが快適に歩行できるよう、歩道幅員の確保、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、歩道勾配の緩和、段差の解消などにより、すべての人にやさしい歩道整備を推進します。

②交通環境の整備

駅などにおけるエレベーターの設置など、公共交通機関を利用した移動の利便性の向上を図るため、野田市移動円滑化基本構想（*33）に基づき、より一層のバリアフリー化を促進します。

③公共施設のバリアフリー化

だれもが安心して快適に利用できるような公共施設のバリアフリー化を推進します。

(2) だれもが安心して住み続けられる福祉環境づくり

①総合福祉会館の利用

民間福祉の総合的なサービスを提供する活動の拠点である総合福祉会館において、NPO（*34）及び福祉を推進するボランティア団体等に対し、施設及び設備の提供並びに活動の支援を行います。また、高年齢退職者の臨時的かつ短期的な就業の機会を確保・提供するための支援についても検討します。

②福祉施設の機能充実

高齢者・障がい者などが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センターや小規模多機能型居宅介護、小規模特別養護老人ホーム、デイサービスセンターなどの高齢者のための福祉施設や、障がい者の特別な医学的治療や生活訓練、職業訓練などを行う場としての障がい者のための援護施設の整備・機能充実を図ります。

また、保育需要の多様化に対応するため、民間活力を利用しながら、保育所・学童保育所などの施設整備、機能充実を図ります。

③地域ぐるみ福祉ネットワークの推進

地域福祉活動のための福祉コミュニティ形成を図るため、市内全域を基本福祉圏とし、社会福祉協議会（*35）を母体とした地区社会福祉協議会や、民間福祉団体と市の協働により、地域ぐるみ福祉ネットワークづくりを推進します。



■ 総合福祉会館



■ 障がい者福祉施設

3-8

災害に強い安全なまちづくり

～防災・防犯まちづくりの方針～

1) 基本方針

(1) 防災まちづくりの推進

市民が安心して暮らせるまちづくりを進めるため、地震や風水害などの自然災害に強い都市構造の形成を図るとともに、武力攻撃災害等に対する警報の伝達、避難の指示の伝達、避難住民の誘導、救援等における市民の保護に関する体制づくりを図ります。また、分かりやすく安全な防災・防犯の視点を取り入れた避難場所の確保及び避難路のネットワークなどによる防災都市空間づくりを進めます。

(2) 地域自立型の防災・防犯体制の確立

防災・防犯の強化のためには、いざという時にお互いに助け合うことができるような地域ぐるみの防災・防犯体制を構築することが重要であり、自主防災・防犯活動の啓発や支援などを通じ、自治会等と連携して、市民の自主的な防災・防犯活動体制の確立に努めます。

2) 具体的な方針

(1) 治水対策の推進**①河川改修の促進**

利根川、江戸川及び利根運河については、流域の浸水被害の軽減を図るため、河川改修を促進します。特に江戸川については、超過洪水への対策として、高規格堤防（*36）（スーパー堤防）の整備を促進します。

座生川については、ふるさとの川モデル事業（*37）による沿川のまちづくりと一体的な河川環境整備を促進します。また、くり堀川についても、自然を保全しながら河川改修により治水機能の整備を図ります。

②公共下水道（雨水）の整備

公共下水道全体計画区域において、大雨などによる浸水常襲地区の解消を図るため、公共下水道の雨水整備を推進します。

③浸水区域の改修・整備

阿部沼落堀の関宿高校以北や柏寺排水路の江戸川沿いにおいて、豪雨時に浸水による被害が発生しており、これを解消するための排水路の整備を推進します。また、周辺環境との調和を図ります。

④雨水流出抑制施策の推進

集中豪雨など洪水時の河川への流出軽減を図るため、引き続き調節池（*38）の整備に努めるとともに、雨水の一時貯留施設を配置するなど公共施設を雨水流出抑制施設として積極的に活用します。また、道路の舗装、公共施設駐車場の整備に際しては、雨水浸透対策のため、透水性舗装などの導入に努めます。なお、大規模工場や大規模店舗、レストランなどの駐車場や個人の住宅についても雨水浸透対策に対する積極的な協力を求めます。

（2）計画的な土地利用と市街地整備の推進

市街地の都市基盤整備事業及び土地区画整理事業などの施行の際には、都市空間の整備・強化を図り、災害に強いまちづくりを進めます。また、木造密集市街地などの防災上危険な市街地は、狭い道路の拡幅整備や空地整備、不燃化の促進などにより延焼防止に努め、良好な環境を維持している低層住宅地においては、宅地内におけるみどりの保全、緑化の促進などにより防災面の維持向上を図ります。

（3）避難路等の整備（防災ネットワークの構築）

避難場所に指定されている公園や学校などにつながる避難路としての道路における歩道整備と、火災の延焼防止効果のある街路樹などの整備を推進します。

（4）避難場所等の整備

避難場所に指定されている公園や学校などについて、その機能を確保するとともに、火災の延焼防止効果のある植栽や防災施設などの設置による機能強化を推進します。

(5) 建築物等の安全対策

建築物などの耐震性の強化、不燃性の誘導に努めます。特に、既存建築物については、野田市耐震改修促進計画に基づき耐震化を促進します。道路に面した塀は、倒壊しにくい生垣などの設置を促進します。

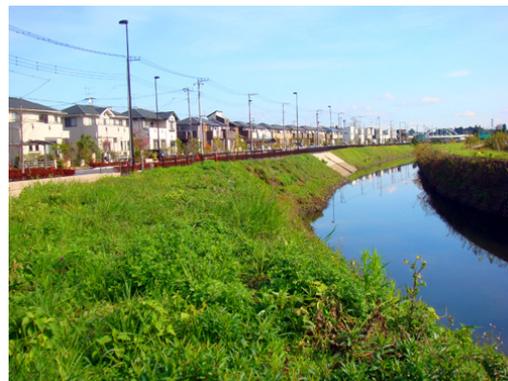
(6) 防犯対策の推進

野田市防犯組合への支援を通じて、自治会等との連携を促進し、全市域での自主防犯組織の設立と関係機関・団体と連携した自主防犯パトロールを主とした防犯活動を推進します。

また、交番に準じた施設である安全安心ステーション（まめばん）を地域の自主防犯組織の活動拠点とするとともに、青色回転灯搭載の防犯パトロール車による活動により、市内全域の防犯力の強化に努めます。



■ スーパー堤防



■ 座生川



■ 南部安全安心ステーション
(南部まめばん)



■ 北部安全安心ステーション
(北部まめばん)

3-9

野田市を満喫できる環境づくり

～観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針～

1) 基本方針

(1) 野田市の文化を支える歴史や自然資源の保全・活用

市内に点在する歴史、文化資源や、豊かな自然資源などは、野田市の文化を伝承し、新しい文化を創造する貴重な資源として積極的に保全・活用を図ります。

(2) 観光資源の充実とネットワーク化

身近な観光資源の潜在的な魅力を再確認し、観光ポイントの充実を図るとともに、観光資源間のネットワーク化を推進します。

(3) 多様なニーズに対応した文化・スポーツ・レクリエーション環境の充実

多様化した市民のニーズに対応するため、市民活動の拠点となる生涯学習の場や、スポーツ・レクリエーション活動の場づくりを進めます。

2) 具体的な方針

(1) 歴史や文化、自然資源とふれあうための環境整備**①歴史、文化遺産の保存・活用**

市民が主体となった街並み保存のための組織活動を支援するとともに、地理案内や文化財に至る経路を示すための標識や解説板の設置による、歴史的遺産や文化財の保存・活用を図ります。

また、中心市街地に多く残る歴史的街並みの観光資源としての魅力を高め、中心市街地の活性化を図ります。



■野田市市民会館



■興風会館

②みどりや川とふれあう場の整備

利根川、江戸川及び利根運河の広大な緑地や市街地内におけるみどりについて、サイクリング道路の整備やレンタサイクルなどの気軽にみどりや水に親しむことができるふれあいの場の整備を推進します。

■ (2) 新たな観光文化の創出とネットワーク化

野田市を訪れる人々にやすらぎを与える貴重な歴史・文化遺産、水とみどりの豊かさをいかながら、新しい魅力を付け加えた観光資源としてのネットワーク化を図ります。

また、市外から快適に観光に来ることができる交通網の整備とともに、散策コースとなる道路の機能強化を図ります。

■ (3) 市民活動を支える文化施設の充実

①文化センターの機能充実

地域文化の向上を図るため、様々な芸術文化に触れる機会を提供し、積極的な自主文化事業の展開により、優れた芸術文化活動への啓発や市民参加型事業等創造性のある事業を行うとともに、鑑賞能力の向上、文化を創造する人材の育成に努め、文化センターの機能充実に努めます。

②公民館の機能充実

身近な生涯学習の場となる公民館の機能充実に努めます。

③博物館の機能充実

地域の歴史や文化を学び、愛着や誇りを持つために、市民が直接参加しながら学び、研究し交流する場としての博物館への転換を図ります。また、郷土資料の収集、整理・保管、調査・研究により、野田市の文化的資源を再評価するとともに、鈴木貫太郎記念館における展示方法や、博物館の在り方について検討し、博物館サービスの充実に努めます。

④図書館の機能充実

生涯にわたる学習意欲の高まりに対応するため、興風図書館の保存機能の拡充を図り、図書貸出機能を有する他の機関と連携・協力して、豊富な資料の提供、検索システムの拡充等、資料・情報提供の充実に努めます。



■ 郷土博物館



■ 樺のホール

(4) スポーツ、レクリエーション環境の充実

野田市の広大な自然空間をいかした市民の多様なスポーツ・レクリエーションニーズに対応するため、野田市総合公園、野田市関宿総合公園、野田市スポーツ公園、各種スポーツ施設及びサイクリング道路などの整備を図り、さらに、地域スポーツ活動の推進及び関宿あおぞら広場等のレクリエーション施設の利用促進に努めます。



■ 野田市総合公園



■ 野田市関宿総合公園



■ 野田市スポーツ公園



■ サイクリング道路

